



木造編

どんな建物が対象なの？

市内にある木造の一戸建て住宅、共同住宅、長屋及び寄宿舍で次の要件に該当するものが対象です。※1

- ① 昭和56年5月31日以前に建築され、または工事に着手されたもの ※2
- ② 3階建て以下のもの

※1 対象要件：・柱・梁等の主要構造部が木材の（在来）軸組構法によってつくられたもの。
（プレハブ工法、丸太組工法は除きます。）
・建築基準法令に適合しているもの。
（耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合、違反是正が行われるものを含みます。）

※2 「建築時期」は建物の登記事項証明書や（建築）確認済証で確認できます。
不明な場合は建築指導課へお問い合わせください。

補助内容は？（補助率及び限度額）

対象	耐震診断		耐震改修工事※4		
	補助率	限度額	条件	補助率	限度額
一戸建て住宅	3/4	15万円	(1)申請時に耐震補強にかかる耐震設計図書を提出	10/10	280万円※5
高齢者等住宅に係るもの※3	4/5	16万円	(2)過去に市の耐震設計補助を受けていないこと※4		
特定住宅に係るもの	生活保護受給者が居住し、その者又は生計を一にする者が所有する住宅で一定の要件を満たす場合は、別途、補助率及び限度額を設けておりますので建築指導課へお問い合わせください。				

対象	耐震診断		耐震設計		耐震改修工事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
共同住宅、長屋、寄宿舍	3/4	15万円	2/3	23万円	2/3	60万円×住戸数※6

- ※3 世帯全員が65歳以上、または障害者手帳等の所持者あるいは生活保護等を受けている者が居住する住宅で、かつ世帯全員の市民税が非課税である場合。
- ※4 段階的な改修で、過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別途、補助率及び限度額を設定しておりますので、建築指導課にご確認ください。
- ※5 住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給制度を利用する場合は、当該額から最大57.5万円を減じた額となります。
- ※6 市長が別に定める基準により算定します。

※ 建物全体を上部構造評点1.0以上の耐震改修工事を行った場合、税制上の優遇措置を受けることができます。



非木造編

どんな建物が対象なの？

市内にある建築物（木造を除く）で、昭和56年5月31日以前に建築され、または工事に着手されたもののうち、次のいずれかに該当するものが対象です。※7

- ① 一戸建て住宅
- ② 共同住宅、長屋又は寄宿舍
- ③ 緊急輸送道路沿道建築物 ※8
- ④ 耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途に供する建築物 ※9
- ⑤ 要緊急安全確認大規模建築物

※7 対象要件：・特殊な工法（建築基準法旧38条認定）で建築されたものは除きます。
・建築基準法令に適合しているもの。
（耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合、違反是正が行われるものを含みます。）

※8 補助対象となる緊急輸送道路については、建築指導課にご確認ください。

※9 補助対象となる建築物の詳細については、建築指導課にご確認ください。

補助内容は？（補助率及び限度額）

対象	耐震診断		耐震設計		耐震改修工事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
①一戸建て住宅	2/3	20万円	2/3	10万円	2/3	170万円※10
②共同住宅、長屋、寄宿舍	2/3	200万円	2/3	100万円	2/3	100万円×住戸数※11 と1億円のいずれか低い額
③緊急輸送道路沿道建築物	2/3	200万円	2/3	100万円	2/3	1億円
④耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途に供する建築物	1/3	100万円	1/3	50万円	7.6%※12	2,000万円
⑤要緊急安全確認大規模建築物	/		1/3※13	なし※14	44.8%	なし

- ※10 住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給制度を利用する場合は、当該額から最大57.5万円を減じた額となります。
- ※11 住戸数：市長が別に定める基準により算定します
- ※12 延べ面積等の一定条件を満たす場合は、補助率が15.2%となる場合があります。
- ※13 設計費が150万円以下となる場合、補助率「1/3」とあるのは、緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは「5/6」、その他の建築物は「7/12」と読み替えます。
- ※14 設計費が150万円を超える場合、緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは補助額に75万円、その他の建築物は37.5万円が加算されます。

※ ③緊急輸送道路沿道建築物と⑤要緊急安全確認大規模建築物の両方に該当する場合は、⑤要緊急安全確認大規模建築物の補助率・限度額を採用します。
※ 別途、国が定める㎡単価による上限があります。
※ 耐震診断・耐震設計に際しては、耐震診断等評定委員会での評定を受ける必要があります。
※ 対象建築物によっては、補助の適用期限を設けているものがありますので建築指導課にお問い合わせください。



木造編・非木造編 共通



だれでも補助金の申請をすることができるの？（補助申請者の資格）

次の要件に該当する方が申請できます。（所有者が複数の場合や借家人の場合は同意書などが必要）

- ① 補助対象となる建物の所有者（登記事項証明書などにて確認）
- ② 市税を完納している。

だれが診断・設計するの？（診断・設計を行う方の資格）

建築士法に定める建築士であって、所定の講習会を修了している方に限ります。

よくある質問

どこに工事を頼めばいいの？

石川県のホームページで事業者リストが公表されていますので参考にしてください。
（各事業者が対応できる範囲は、事業者へ直接お問い合わせください。なお、リスト以外の施工者による工事も可能です。）
また、設計した建築士に工事監理を依頼すると、より客観的に施工状況を確認してもらうことができます。